

▲ 2026年10月1日施行・改正労働施策総合推進法等対応

「知らなかった」では済まされない！ カスハラ対策・求職者等セクハラ対策義務化と 企業が今すぐ講ずべき実務対応

従業員と求職者等をハラスメントから守る体制整備が、企業の法的義務になります。
就業規則・相談窓口・現場対応マニュアル・採用面接時の注意点まで、実務で使える対応を解説します。

● 対象：

中小企業の経営者・人事労務担当者・管理職の皆様

01

10月1日法改正の
重要ポイント

02

カスハラと正当なクレームの
明確な境界線

03

求職者等セクハラの
防止と採用面接時の注意点

04

就業規則・相談窓口・
現場マニュアル整備の
具体手順

☑ このセミナーでお伝えすること

実務ですぐに使えるノウハウを凝縮

- 01 法改正の背景と企業の義務
カスタマーハラスメント対策と求職者等に対する
セクシュアルハラスメント対策について、
事業主に求められる措置と対応方針。
- 02 現場を守る「カスハラ対応マニュアル」
過剰要求や悪質クレームへの一次対応指針、
組織的エスカレーション、記録化のポイント。
- 03 採用活動における求職者等セクハラ対策
面接・インターンシップ等での不適切な言動リスクと
SNS拡散を防ぐ採用体制の構築。
- 04 社内規程整備と相談窓口の運用
ハラスメント防止規程・就業規則の見直しポイントと、
実効性のある相談体制のつくり方。

□ 開催概要

日時 令和8年 **8月25日** (火) 16:00～16:45
(15:45～入室開始)

受講形式 Zoomウェビナー (オンライン開催)

参加費 **無料**

申込締切 令和8年8月24日 (月) 17:00まで

【本セミナー講師】

社会保険労務士

岡本 翔太

株式会社ミッドランド経営 労務法務部門。
中小企業のハラスメント防止体制の構築、就業規則改定、
労務トラブル相談等を行っております。

☐ 株式会社ミッドランド経営

ミッドランドビジネスセミナー 参加申込書

お申込いただいた方には、ご視聴URLをメールにて送信いたします。

FAX送信先：

☎ 059-351-0649

会社名			
参加者名			
所在地	〒		
電話番号		メールアドレス	

Webからのお申込



申込フォームへ

<お問い合わせ> 株式会社ミッドランド経営
〒510-0821 三重県四日市市久保田一丁目6番8号
TEL：059-353-6767 (担当：太田)

ご記入いただきました個人情報は当事務所主催セミナー関連以外には使用いたしません。
管理は厳重に行い、第三者への開示等は一切いたしません。